

2017年10月20日

企業会計基準委員会御中

公認会計士 青 木 雄 二

**企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」等（2017年7月20日）に対する意見**

前略 いつもお世話になり有り難く御礼申し上げます。

さて、貴委員会の2017年7月20日付け首題の公開草案に対する意見をお送りいたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

草々

質問7-2 我が国に特有な取引等についての雪嶺に関する質問  
以下につき同意しません。

[設例32] 有償支給取引

A 前提条件を変えない場合

2. 会計処理

(1) B社への部品Yの支給時

- ・ もう1本仕訳を追加する。

(借) 棚卸資産—有償支給材	900	(貸) 棚卸資産	900
----------------	-----	----------	-----

- ・ 現物管理を行う上では、A社の管理下にある棚卸資産と、B社に所有権及び危険負担に移転した棚卸資産とは以下の理由で勘定を区分すべきである。
  - ここで貸記される棚卸資産は部品Yである。
  - 部品Yが支給される数量が加工されて製品Xとして購入される数量は、月別に見れば支給された数量と通常対応するものではなく、異なる数量である。
  - B社で加工する工程の中で部品Yが仕損することもある。
  - 部品Yの支給単価や製品Xの引取価格が途中で変わることもある。

(2) 加工後の製品XのA社への納入時

- ・ 仕訳は以下のようにした方がよい。

(借) 棚卸資産	1,100	(貸) 棚卸資産—有償支給材	900
有償支給取引に係る負債	1,000	買掛金	1,200

- ・ ここで借記される棚卸資産は製品Xであり、その取得金額は1,100であり、部材 900と加工費 200の合計であり、草案のように200の加工費のみを仕訳を計上すると現物管理が複雑になるであろう。

## B 前提条件を変える場合

- ④ 草案では「A社からB社への部品Yの有償支給に係るA社の債権は、製品Xの納入月の翌月末日に決済さる。」となっているが、上記Aの理由の2番目に記載したとおり、部品の納入数量に対応した数量で製品の引取があるわけではないのが通常であり、「部品の有償支給に係るA社の債権は部品の納入からのある期間の経過で決済される。」のが通常であろう。そのような前提にした方が一般的である。

### [設例 33] 工事損失引当金

- ・ 前提条件の表を次のようにするとより理解しやすくなるのではないか。

	X1年度	X2年度	X3年度
これより上は草案通り。			
工事原価総額	9,600	10,500	10,500
[草案]			
工事利益(損失)	400	△500	△500
[修正案]			
当期工事利益(損失)	100	△460	△140
損失引当金(繰入損)振戻益	-	△140	140
引当金考慮後当期工事利益(損失)	100	△600	-
累計工事利益(損失)	400	△500	△500

## 質問8 その他

- ・ 「会計基準の開発」という用語は、日本語の一般的な使い方からみて違和感を禁じ得ない。「会計基準の設定」或いは「会計基準の作成」にすべきではないか。

以上